

北海道事業所緊急時対応マニュアル（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 このマニュアルは、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）北海道事業所（以下「事業所」という。）において緊急異常事態が発生した場合等に事業所がとるべき措置について定め、もって総合的な防災活動の円滑な推進を図り、災害の発生及び拡大を防止し、事業所の防災に関する社会的責務を果たすことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）安全関係法令 消防法、労働安全衛生法及び電気事業法等をいう。
- （ 2 ）災害 火災、爆発、PCB等の漏洩又は流出、施設の損壊その他の事故をいう。
- （ 3 ）防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大防止と災害の復旧を図ることをいう。
- （ 4 ）施設 事業所の敷地内に設置されている構造物のすべてをいい、建物、屋外タンク、浄化槽、側溝、舗装等を含む。
- （ 5 ）緊急異常事態 次に掲げる災害その他異常現象の発生により緊急措置を講じなければならない状態をいう。
施設の建物から建物外部に、PCB等法令で定める有害な物質が流出・排出又は流出・排出するおそれが生じた場合
施設の建物外部の敷地内において、PCB等法令で定める有害な物質が密閉容器等の外に漏洩した場合
地震、津波及び異常な気象並びに火災等によって施設の一部が損壊した場合
施設の異常によって周辺地域の施設等他者の財産等に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合
- （ 6 ）防消火設備 火災の発生及び火災による類焼を防止するもの又は直接火災を消火するもので、屋内・屋外消火設備、粉末消火設備、消火器、自動火災報知設備等をいう。
- （ 7 ）運転会社 施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- （ 8 ）事業所員 事業所及び運転会社の従業員をいう。
- （ 9 ）宿日直者 事業所員で夜間・休日に配置された者をいう。

（適用範囲）

第 3 条 このマニュアルは、事業所における災害の発生及び拡大の防止に関する基本的事項について規定したものであり、事業所員に適用する。なお、緊急異常事態に至らない施設異常を含め、施設の緊急処置の具体的手順は、別に定める。

（遵守義務）

第 4 条 事業所員は、このマニュアルを遵守し、災害の発生及び拡大の防止に努めなけ

ればならない。

(周知義務)

第5条 事業所長(以下「所長」という。)は、このマニュアルの実施について事業所員に周知させなければならない。また、改正したときも同様とする。

第2章 組織及び任務

(名称)

第6条 事業所の自衛防災組織の名称は、日本環境安全事業株式会社北海道事業所自衛防災隊(以下「防災隊」という。)という。

(防災隊の編成)

第7条 防災隊の編成は、「自衛防災組織表」(別表 -)のとおりとする。

(防災隊の任務)

第8条 防災隊の任務は、防災隊基本任務表(別表 -)のとおりとする。

- 2 緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときの防災隊の初期行動は、防災隊の初期行動(別表 -)の例によるものとする。

(防災管理者等)

第9条 社長は、防災隊を統括する者として、所長を防災管理者として選任するものとする。

- 2 防災管理者等の選任、解任及びその任務は、防災管理組織選解任及び任務(別表 -)のとおりとする。

(防災管理者の職務代行)

第10条 防災管理者が、出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって任務を行うことができないときは、副防災管理者が代行するものとする。

(防災隊の構成員とその任務)

第11条 防災隊の構成員(以下「防災隊員」という。)は、原則として事業所員とする。

- 2 勤務中の防災隊員は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに所定の任務につき、応急活動に従事しなければならない。
- 3 非番の防災隊員は、「緊急時通報系統図」(別表 -)により緊急異常事態発生連絡を受けたときは速やかに出勤して、所定の応急活動に従事しなければならない。

(対策本部)

第12条 防災管理者は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときに必要があると認めるときは、原則として事業所事務管理室に対策本部を設置するものとし、対策本部長の任務を行うものとする。対策本部の任務は、防災隊基本任務表(別表 -)のとおりとする。

(指揮本部及び消防隊)

第13条 防災管理者は、緊急異常事態発生と同時に原則として中央制御室控室に指揮本部を設置し、指揮本部長に現地の指揮をとらせるものとする。指揮本部の任務は、防災隊基本任務表(別表 -)のとおりとする。

- 2 防災管理者は、緊急異常事態発生と同時に運転会社に消防隊を設置し、消防隊長に現地の指揮をとらせるものとする。

(通信網の確保)

第14条 総務課長は、緊急異常事態に備え、あらかじめ関係機関使用局線電話を指定しておくものとする。

(防災対策委員会)

第15条 防災管理者は、防災管理の合理的かつ円滑な推進を図るため、防災に関する重要事項を調査検討する機関として、防災対策委員会を設置する。

- 2 当該委員会は委員長と委員から構成され、委員長は防災管理者、委員は事業所の各管理職及び運転会社の代表者とする。

- 3 当該委員会の付議事項は、防災活動に関する重要事項とする。

- 4 当該委員会の開催は、委員長が必要と判断したときに行うものとする。

(地震、津波及び異常な気象時の防災対策)

第16条 地震、津波及び波浪、暴風、高潮、大雨等異常な気象時における、通報系統、予防対策等については、都度、防災対策委員会を開催し、決定する。

(図書の整備)

第17条 防災管理者は、緊急異常事態発生時に直ちに活用できるよう、次の各号に掲げる書類及び図面を常に最新にして整備しておくものとする。

- (1) 事業所の配置図

- (2) 施設等の配置図、設備の仕様書及び図面

- (3) 防災資機材等の現況表

- (4) 前各号に掲げるもののほか、緊急異常事態発生時に必要な書類及び図面

第3章 緊急通報

(緊急時の通報)

第18条 災害及び緊急異常事態を発見した者は、直ちに中央制御室に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた中央制御室の担当者は、防災管理者に当該通報の内容を報告し、防災管理者の指示により放送設備、一般電話等により緊急異常事態の内容を構内に通報し、併せて室蘭消防署(火災、爆発等)、海上保安部(海上流出等)、室蘭警察署及び室蘭労働基準監督署(人身事故等)に通報するものとする。通報先の選定は、緊急事象の区分に応じて「緊急連絡先」(別表-)により行うものとする。ただし、夜間又は休日においては、防災管理者を宿日直者に読み替えるものとする。

- 3 前項の通報を受けた防災管理者は、当社の本社に緊急異常事態の内容を報告するものとする。

- 4 その他の緊急異常事態以外の通報は、「緊急時通報系統図」(別表-)によって社内通報を行うものとする。

(異常現象の社外通報)

第19条 防災管理者は、「異常現象通報範囲基準表」(別表-)により、所轄監督

官庁等への異常現象の通報を行うものとする。

- 2 前項の通報は、「異常現象通報内容基準表」（別表 - ）に基づいて行い、通報先は「緊急連絡先」（別表 - ）の「緊急事象」の項目を「異常現象」の項目（別表 - ）に読み替えて選定するものとする。

（緊急異常状態の報告）

第20条 運転管理課長は、緊急異常事態が発生したときは、直ちに所要の措置をとった後速やかに「環境安全異常事態等発生時の連絡要領」の様式 - 1「環境安全異常事態等速報」に所定事項を記入の上、防災管理者に報告すると共に、その写しを事業所各管理職あてに送付するものとする。なお、本社への報告は安全対策室長が行うものとする。

（災害報告）

第21条 防災管理者は、災害発生の状態、応急活動の実施状況、災害発生の原因及び再発防止方策等を報告書にまとめ、当該報告書を本社に送付すると共に、所轄監督官庁に提出するものとする。

（施設再開までの対策）

第22条 防災管理者は、復旧計画を作成し所轄監督官庁に報告した上で、復旧作業を実施するものとする。

（運転の再開）

第23条 防災管理者は、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」第16条第2項又は第17条第2項及び関係法令の規定に基づき運転を停止させた処理施設の運転再開に際しては、北海道及び室蘭市から運転再開の承認を得た上で運転管理課長に指示するものとする。

第4章 応急活動

（初期活動）

第24条 緊急異常事態発生時から対策本部が機能するまでの間における初期活動は、次の各号に定めるところによる。

（1）運転管理課長は、初期活動の指揮をとるものとする。

ただし、夜間又は休日においては、宿日直者とする。

（2）運転管理課長は緊急異常事態発生時には、該当する設備の停止を運転会社に指示するものとする。

（3）発災現場の事業所員は、第1号の指揮に基づき協力して環境汚染拡大の防止、災害の鎮圧又は拡大の防止に努めなければならない。

（4）第1号の指揮権は、対策本部が設置されたときは対策本部長に移るものとする。

（5）対策本部長は、前号による指揮権の交代に際して、発災現場の状況、応急活動上の留意事項等必要な事項を聴取しなければならない。

（避難の指示及び解除）

第25条 対策本部長は、緊急異常事態の状況により、防災隊員以外の者の避難を指示するものとする。また、防災隊員の生命及び身体を保護するために特に必要と認めるときは、防災隊員の避難を指示するものとする。

2 防災隊員避難の指示を受けた消防隊長は、保安上必要な措置を講じたのち、避難させるものとする。

3 対策本部長は、危険がなくなったと判断したときは、避難の解除を指示するものとする。

(避難場所)

第26条 事業所内における避難場所は、玄関前の来客用駐車場とする。

2 対策本部長は、緊急異常事態の状況によって、前項の避難場所を変更して指定することができる。

(避難の協力)

第27条 対策本部長は、室蘭市、消防又は警察等から、近接地域の居住者等に対し避難の指示又は勧告がなされたときは、これに協力するものとする。

(解散)

第28条 対策本部長は、災害の応急活動が収束した後に、各隊の人員、資機材等の異常の有無を報告させ、これを確認の上、各隊を解散させるものとする。

(事後処理等)

第29条 防災管理者は、発災現場の保存のため、必要な期間、関係者以外の者の立入りを禁止すると共に、現場保存の措置を講ずるものとする。

2 運転管理課長は、災害の発生状況、原因、損害、対策及び緊急措置等についての確な調査を行い、速やかに災害・事故調査報告書及び対策実施計画書を防災管理者に提出し、それに関連する設計資料及び工事記録等を保存するものとする。

第5章 教育訓練

(防災教育訓練)

第30条 防災管理者は、防災隊員に対し次表に掲げる防災教育訓練を実施するものとする。

訓練種別	訓練内容	実施
総合訓練	緊急通報、消火等の防災活動を行う。	年1回以上
通報訓練 / 駆付訓練	休日夜間の緊急異常事態を想定した、通報訓練又は駆付訓練を行う。	年1回以上
国、地方公共団体等の行う訓練	策定された防災訓練実施計画に基づく訓練内容	随時

(注) 総合訓練の実施回数は、国、地方公共団体等の行う訓練への参加を含む。

(教育訓練記録の保存等)

第31条 防災管理者は、防災に関する教育訓練を実施したときは、その成果を把握、記録し、次回の教育訓練計画に活用するものとする。

別表 - (第7条関係)

自衛防災組織表

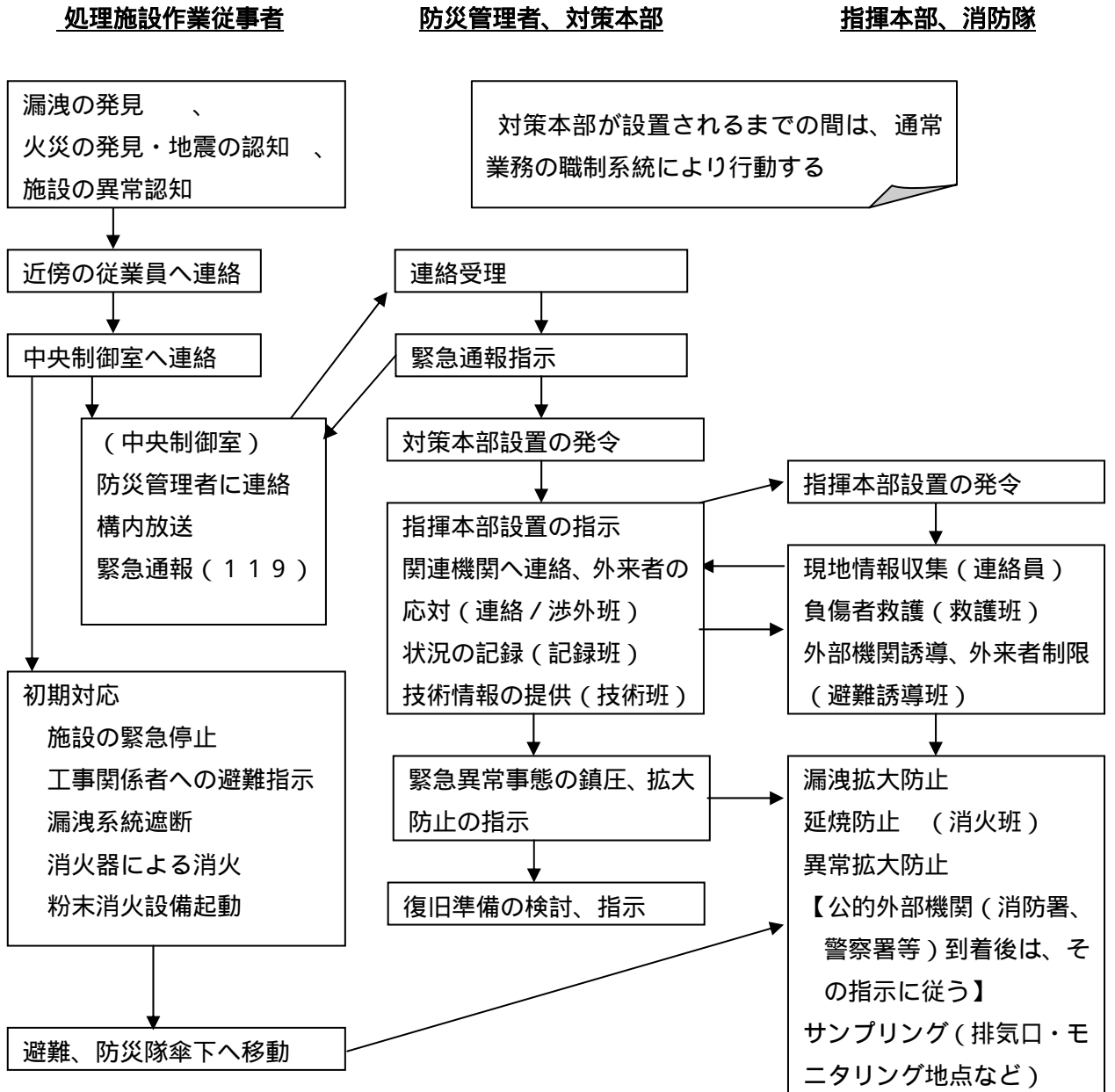
担当名	任命される者	任務内容
(対策本部)		
本部長	事業所長	防災活動の統括指揮
副本部長	副所長	本部長の補佐、本部長不在時の代行
連絡・渉外班	班長：総務課長 総務課員 営業グループ	関連機関への連絡 報道関連機関への情報提供
記録班	班長：総務課員 安全対策室員	災害発生状況、防災活動状況等の記録
技術班	班長：運転管理課員 運転管理課員	防災活動に必要な技術情報の収集
(指揮本部)		
本部長	運転管理課長	災害現場での統括指揮
副本部長	安全対策室長	本部長の補佐、本部長不在時の代行
連絡員	運転管理課2名、 運転会社2名	情報を直接連絡するための伝令
(消防隊：運転会社にて組織)		
隊長	総括作業管理者	消防隊の統括指揮
副隊長	運転統括	隊長の補佐、隊長不在時の代行
通報班	班長：業務統括	事業所内外への緊急連絡
消火班	班長：技術総括 解体・液処理グループで構成	火災時の初期消火、延焼防止、その他防災のための工作活動
救護班	班長：安全衛生担当課長	負傷者の救助
避難誘導班	班長：安全・品質・環境担当部長	事業所員等の避難誘導 外部防災組織(消防署等)の誘導
非常持出班	班長：総務課長	重要物件の持ち出し
サンプリング班	班長：分析作業長	排気口、モニタリング地点などでのサンプリング
警戒班	班長：設備総括	災害拡大の警戒、外来者等の確認

(各班の人数・構成については別に定める)

防災隊基本任務表

名 称	基 本 任 務
対策本部	防災隊を統括し、下記の項目に関して指揮を行う。 1) 災害状況の把握及び応急活動の方針決定 2) 社内外への通報、連絡、広報 3) 北海道、室蘭市及び本社との連絡調整 4) 動員計画 5) 緊急運転停止 6) 避難、救護、警戒 7) 設備の保全 8) 応援要請 9) 原因及び被害状況の調査並びに災害記録作成 10) 災害情報、応急活動情報の収集と記録作成 11) 防災資機材、復旧資機材の調達 12) 医薬品、食糧等の調達 13) 防災関係機関、報道関係機関など来訪社の応接
指揮本部	1) 防御活動の現場指揮 2) 災害状況の把握及び災害の鎮圧・拡大防止のための具体的防御活動内容の決定 3) 各隊の応急活動の連絡調整 4) 対策本部への現地情報の報告 5) 対策本部への動員計画等の意見具申
消防隊	1) 消火警戒区域の設定 2) 消火並びに延焼の防止 3) 救急活動 4) 対策本部からの指令情報の伝達 5) 重要物の搬出 6) 建家、機器等の応急措置及び必要な破壊、復旧、その他の工作活動 7) 必要な防災資機材(照明、通信設備等)の検討、設置、撤去 8) 浸水の防止 9) 通門規制及び交通規制並びに避難誘導 10) 排気口、モニタリング地点などでのサンプリング

防災隊の初期行動



補足：緊急異常事態条件（第2条）と図中の番号対比

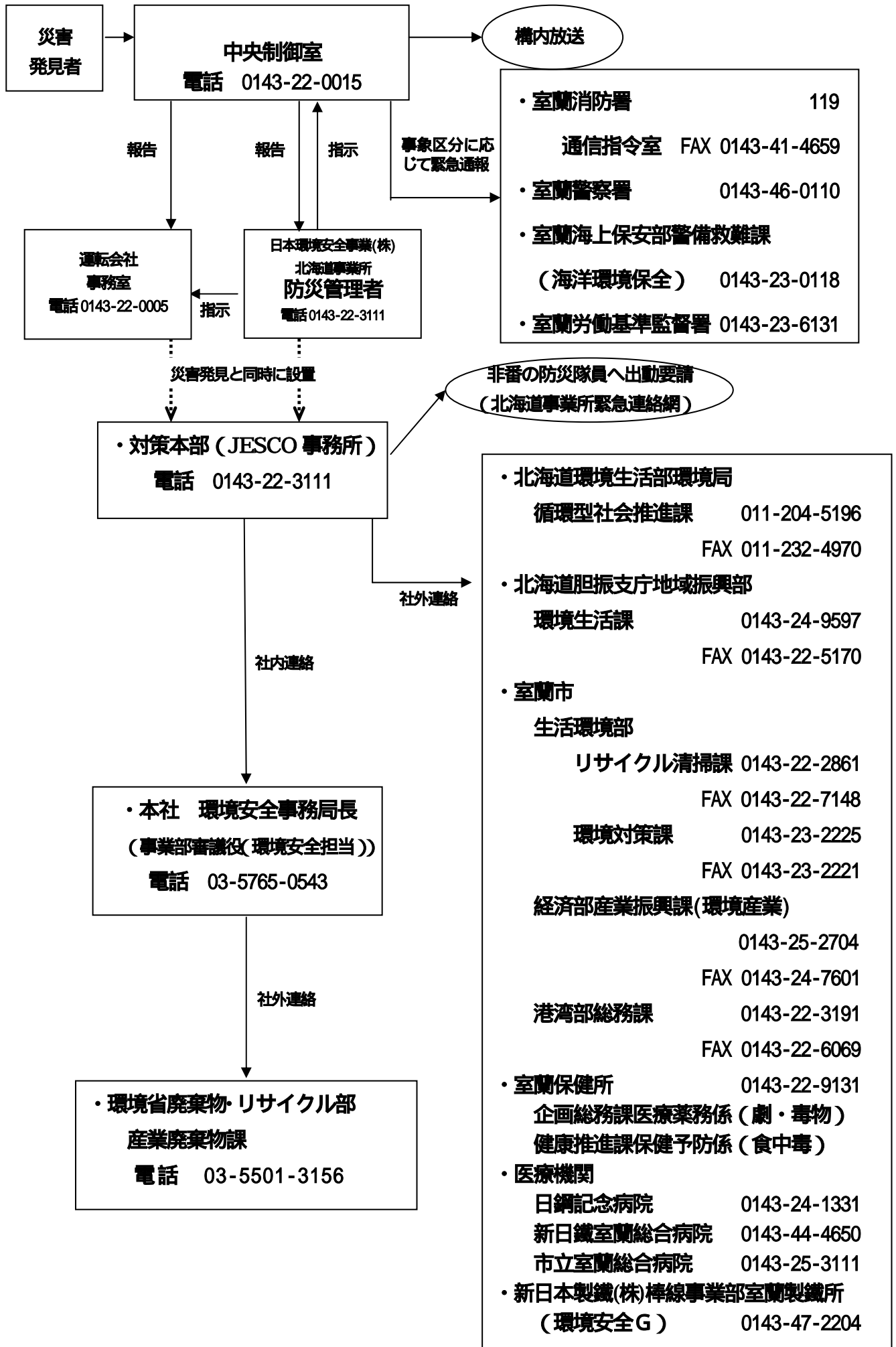
- 施設の建物外部にPCBその他有害な物質が流出又は流出する恐れが生じた場合
- 施設の敷地内でPCBその他有害な物質が漏洩した場合
- 地震、火災等によって施設の一部が損壊した場合
- 施設の異常によって周辺地域の施設等他者の財産等に何らかの損害を与える恐れが生じた場合

別表 - (第9条第3項関係)

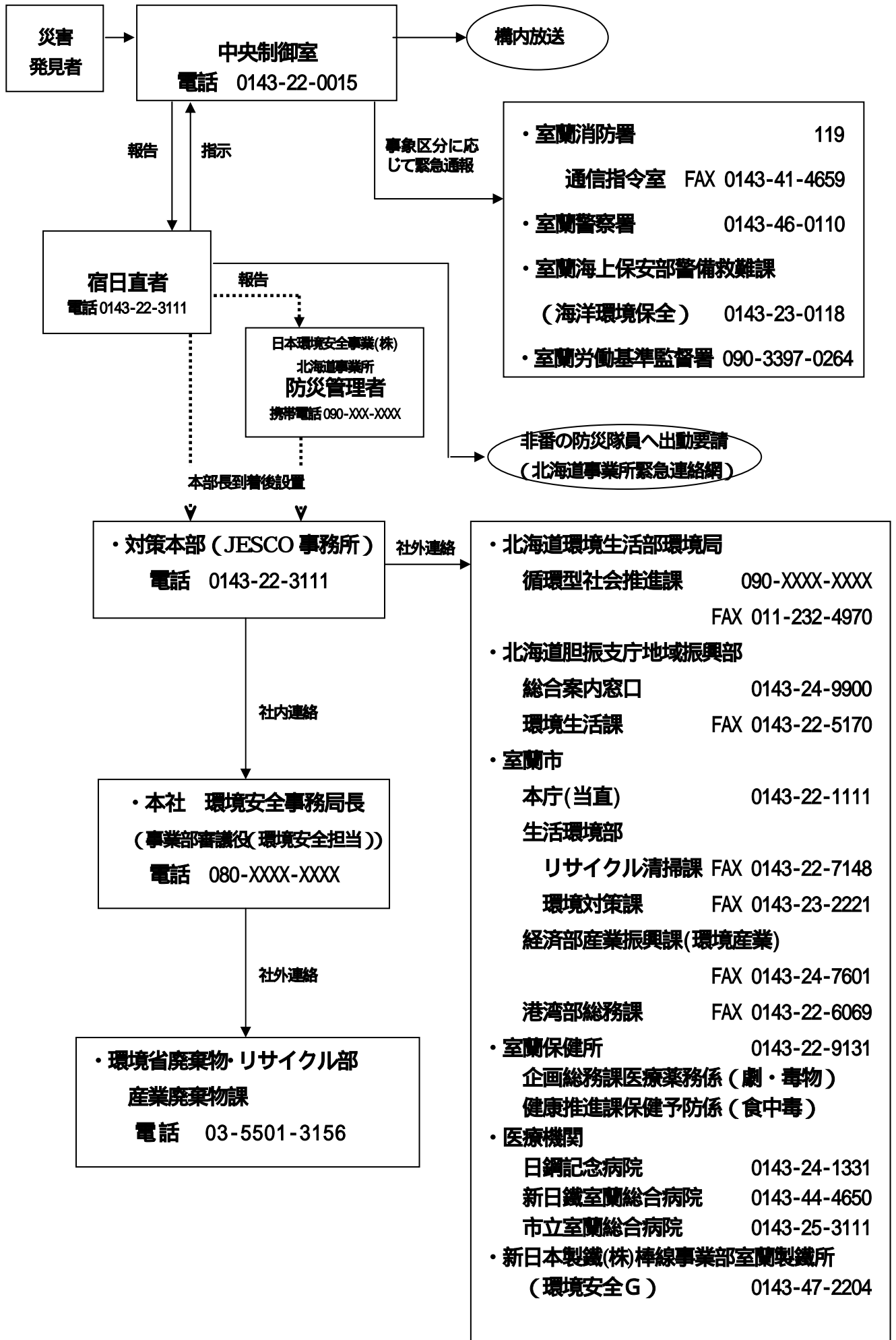
防災管理組織選解任及び任務

名称	選解任者	被選任者の資格等	任務
防災管理者 (対策本部長)	社長	特定事業所において、 その事業の実施を統括 管理する者	防災隊を統括管理する。 (対策本部の任務を行 う。)
副防災管理者	防災管理者	特定事業所における災 害の発生及び拡大の防 止に関する業務を適切 に遂行できる管理的又 は監督的職位にある者	防災管理者を補佐する。 防災管理者がやむを得な い事由によって職務を遂 行できない場合は、その 任務を代理する。
対策副本部長	防災管理者	副防災管理者	対策本部長を補佐する。 対策本部長がやむを得な い事由によって職務を遂 行できない場合は、その 任務を代理する。
指揮本部長	防災管理者	管理的又は監督的職位 にある者	指揮本部を統括し、指揮 本部の任務を行う。
指揮副本部長	防災管理者	管理的又は監督的職位 にある者	指揮本部長を補佐する。 指揮本部長がやむを得な い事由によって職務を遂 行できない場合は、その 任務を代理する。

緊急時通報系統図(平日)



緊急時通報系統図(夜間・休日)



緊急連絡先(平日)

【前提条件】 下表に示す緊急事象の内、「地震」、「浸水」、「停電」、「断水」、「制御異常」については、下記状態に至った場合に関係各所への連絡を行うものとする。

- ・地震 : 設備の破損等により、PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
 - ・浸水 : 施設(処理棟)内に浸水した場合。
 - ・停電 : PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
 - ・断水 : PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
 - ・制御異常: 自動停止システム作動後も運転条件(温度、圧力等)が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合。
- ¹ PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m³Nを越える排ガス、0.5mg/kgを越える油、0.003mg/Lを越える排水並びに危険物及び劇物(廃アルカリ)をいう。

連絡先		緊急事象・異常現象等										
名称	電話番号 FAX番号	地震	浸水	停電	断水	火災	爆発	漏洩	制御異常	損壊	人身事故	
北海道	環境生活部環境局 循環型社会推進課	0 1 1 - 2 0 4 - 5 1 9 6 FAX 0 1 1 - 2 3 2 - 4 9 7 0							×			
	胆振支庁地域振興部 環境生活課	0 1 4 3 - 2 4 - 9 5 9 7 FAX 0 1 4 3 - 2 2 - 5 1 7 0							×			
室蘭市	生活環境部 リサイクル清掃課	0 1 4 3 - 2 2 - 2 8 6 1 FAX 0 1 4 3 - 2 2 - 7 1 4 8							×			
	生活環境部 環境対策課	0 1 4 3 - 2 3 - 2 2 2 5 FAX 0 1 4 3 - 2 3 - 2 2 2 1							×			
	経済部 産業振興課(環境産業)	0 1 4 3 - 2 5 - 2 7 0 4 FAX 0 1 4 3 - 2 4 - 7 6 0 1							×			
	港湾部 総務課	0 1 4 3 - 2 2 - 3 1 9 1 FAX 0 1 4 3 - 2 2 - 6 0 6 9							×		×	
海上保安庁	室蘭海上保安部 警備救難課(海洋環境保全)	0 1 4 3 - 2 3 - 0 1 1 8							×		×	
消防	室蘭消防署 (通信司令室FAX)	1 1 9 FAX 0 1 4 3 - 4 1 - 4 6 5 9							×			
警察	室蘭警察署	0 1 4 3 - 4 6 - 0 1 1 0		×	×	×						
労基署	室蘭労働基準監督署	0 1 4 3 - 2 3 - 6 1 3 1	×	×	×	×		×	×			
日本環境安全事業(株) (本社)	環境安全事務局長 (事業部審議役(環境安全担当))	0 3 - 5 7 6 5 - 0 5 4 3 FAX 0 3 - 5 7 6 5 - 1 9 4 0										
環境省	廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課	0 3 - 5 5 0 1 - 3 1 5 6	本社にて判断し通報する。									

: 連絡要 × : 連絡不要 : 火災、爆発及び漏洩に繋がる可能性のある制御異常について連絡

緊急連絡先(夜間・休日)

【前提条件】 下表に示す緊急事象の内、「地震」、「浸水」、「停電」、「断水」、「制御異常」については、下記状態に至った場合に関係各所への連絡を行うものとする。

- ・地震 : 設備の破損等により、PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
- ・浸水 : 施設(処理棟)内に浸水した場合。
- ・停電 : PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
- ・断水 : PCB等法令で定める有害な物質¹の流出等の被害が生じた場合。
- ・制御異常 : 自動停止システム作動後も運転条件(温度、圧力等)が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合。

¹ PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m³Nを越える排ガス、0.5mg/kgを越える油、0.003mg/Lを越える排水並びに危険物及び劇物(廃アルカリ)をいう。

連絡先			緊急事象・異常現象等									
名称	電話番号 FAX番号	地震	浸水	停電	断水	火災	爆発	漏洩	制御異常	損壊	人身事故	
北海道	環境生活部環境局 循環型社会推進課	090-XXXX-XXXX FAX 011-232-4970							×			
	胆振支庁 総合案内窓口	0143-24-9900							×			
	胆振支庁地域振興部 環境生活課	FAX 0143-22-5170							×			
室蘭市	生活環境部 リサイクル清掃課	FAX 0143-22-7148							×			
	生活環境部 環境対策課	FAX 0143-23-2221							×			
	経済部 産業振興課(環境産業)	FAX 0143-24-7601							×			
	港湾部 総務課	FAX 0143-22-6069							×		×	
	本庁(当直)	0143-22-1111							×		×	
海上保安庁	室蘭海上保安部 警備救難課(海洋環境保全)	0143-23-0118							×		×	
消防	室蘭消防署 (通信司令室FAX)	119 FAX 0143-41-4659							×			
警察	室蘭警察署	0143-46-0110		×	×	×						
労基署	室蘭労働基準監督署	090-3397-0264	×	×	×	×		×	×			
日本環境安全事業(株) (本社)	環境安全事務局長 (事業部審議役(環境安全担当))	080-XXXX-XXXX FAX 03-5765-1940										
環境省	廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課	03-5501-3156	本社にて判断し通報する。									

: 連絡要 × : 連絡不要 : 火災、爆発及び漏洩に繋がる可能性のある制御異常について連絡

異常現象通報範囲基準表

異常現象	範囲
火災	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合
爆発	施設、設備等の破損が伴うもの
漏洩 又は 流出	<p>PCB等法令で定める有害な物質¹の漏洩又は流出。</p> <p>ただし、次に掲げる少量の漏洩又は流出で、泡散布、回収、除去等の保安上の措置及び環境保全上の措置を必要としない程度のものを除く。</p> <p>(1) PCB等法令で定める有害な物質¹を取り扱う設備に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う設備の正常な作動又は操作による漏洩又は流出</p> <p>(2) 発見時に既に漏洩が停止している場合又は設備の正常な作動若しくは操作により、漏洩又は流出が直ちに停止した場合</p>
損壊	施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの

1 PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m³N を越える排ガス、0.5mg/kg を越える油、0.003mg/L を越える排水並びに危険物及び劇物（廃アルカリ）をいう。

別表 (第19条第2項関係)

異常現象通報内容基準表

(1) 異常現象の発生時刻

(2) 発生場所

(3) 異常現象の内容

(4) 負傷者の有無及び状況

(5) 今後の対応

(6) その他必要事項

環境安全異常事態等速報						第__報								
受信者： 平成 年 月 日 時 分 受信 TEL FAX E-メール														
発信者		事業所受信者			本社受信者									
被害	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 死亡(名) <input type="checkbox"/> 負傷(名) <input type="checkbox"/> 有害物質漏洩 <input type="checkbox"/> 破損 <small>(軽微なものを除く)</small>													
原因	<input type="checkbox"/> 火災・爆発 <input type="checkbox"/> その他事故 <input type="checkbox"/> 地震(震度) <input type="checkbox"/> 各種自然災害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>大雨</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>洪水</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>暴風</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>高潮</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>						{	<input type="checkbox"/> 大雨	<input type="checkbox"/> 洪水	<input type="checkbox"/> その他	}	<input type="checkbox"/> 暴風	<input type="checkbox"/> 高潮	
{	<input type="checkbox"/> 大雨	<input type="checkbox"/> 洪水	<input type="checkbox"/> その他											
}	<input type="checkbox"/> 暴風	<input type="checkbox"/> 高潮												
<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 北九州 <input type="checkbox"/> 豊田 <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 北海道														
発生場所														
発生日時		平成 年 月 日() 時 分頃			天候									
発生内容	人損事故	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度								
物損事故														
発生経緯等	(異常事態の発受時刻や発受者等の経緯、応急措置状況も記載)				(概略図)									
備考	(所轄官庁等への連絡状況等を記載)													
連絡先チェック欄	<input type="checkbox"/> 社長 <input type="checkbox"/> 管理部長 <input type="checkbox"/> 事業部長 <input type="checkbox"/> 営業部長 <input type="checkbox"/> 北九州事業所長	<input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 管理部 <small>コーディネータ</small> <input type="checkbox"/> 事業部次長兼安全 <small>操業課長</small> <input type="checkbox"/> 営業企画グループ長	<input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 経営企画課長 <input type="checkbox"/> 事業部審議役(環 <small>境安全対策担当)</small> <input type="checkbox"/> 営業管理グループ長	<input type="checkbox"/> 環境省 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 事業部審議役(工 <small>務担当)</small> <input type="checkbox"/> 事業部上席調査役 <small>(安全操業課担当)</small> <input type="checkbox"/> 大阪事業所長	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業企画課長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 北海道事業所長									

異常事態 欄には、該当異常事態の種別(「環境安全」、「環境安全重大」、「従業員」、「運転」、「労働災害」)を記載する。